

青森県報

号外第八十六号

令和八年
十月二十一日
(水曜日)

目次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	（地域企業 支援課）	一
○右	同	二
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	八
○右	同	八
○大規模小売店舗の廃止の届出	同	九

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 シンフォニープラザ沼館 八戸市沼館四丁目一の一一一 外				二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の一 代表取締役 久井大樹		三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更前	変更後	変更年月日	変更前	変更後	変更年月日	変更前	変更後
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二一 代表取締役 伊藤光博	—	令和 八・九・一	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	変更なし	—	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 五・〇・二四
—	—	—	楽天モバイル株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目一四の一 代表取締役 三木谷浩史	—	—	株式会社パリミキ 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 呉哲民	平成 三・七・一
—	—	—	—	—	—	ZAKKANAKA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目八 の一 代表取締役 桑島光雄	三三・六・三五

三 東京都千代田区丸の内一丁目三の三
代表取締役 笹田賢一
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 遠藤泰三	令和 八・七・一
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山一〇七七一の一 代表取締役 柳井正	変更なし	
ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫	変更なし	
株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし	
株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一一の五 代表取締役 野口実	株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一一の五 代表取締役 服部喜一郎	令和 八・三・一
株式会社ジンズ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 四 代表取締役 田中亮	変更なし	
トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役 アンドリユー・ブ ラ	―	八・七・三

株式会社RAINBOW
青森市新町二丁目二の五
代表取締役 夏目秀人
変更なし

株式会社ドン・キホーテ
東京都目黒区青葉台二丁目一九の
一〇
代表取締役 鈴木康介
変更なし

株式会社ストライプインターナシ
ヨナル
岡山県岡山市北区幸町二の八
代表取締役 川部将士
変更なし

株式会社ジーユー
山口県山口市佐山一〇七七一の一
代表取締役 黒瀬友和
変更なし

四 届出年月日

令和八年十月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 神谷浩邦	令和八・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	

株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一
代表取締役 大村浩一

変更なし

株式会社セリア
岐阜県大垣市外測二丁目三八
代表取締役 河合映治

変更なし

株式会社ツルハ
札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二
代表取締役 八幡政浩

変更なし

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 佐々木圭

変更なし

四 届出年月日

令和八年十月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
D C M株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	D C M株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 神谷浩邦	令和 八・三・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 佐々木圭

変更なし

成田孝之
弘前市大字親方町一八の三

変更なし

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之

変更なし

株式会社NHC
愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二
代表取締役 獨活山英彦

変更なし

株式会社チヨダ
東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一
代表取締役 町野雅俊

変更なし

株式会社大創産業
広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四
代表取締役 矢野靖二

変更なし

株式会社アルカスインターナショナル
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一
代表取締役 内山誠一

変更なし

株式会社エコフレンドリージャパン
黒石市大字中川字篠村五一の一
代表取締役 成田孝之

変更なし

大和ハウスリアルティマネジメン
ト株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二一
代表取締役 伊藤光博

変更なし

工藤久敦
弘前市大字泉野三丁目四の一

変更なし

四 届出年月日

令和八年十月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び黒石市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
TOHOピクス株式会社 福島県郡山市本町一丁目四の一四 代表取締役 馬場栄一郎	TOHOピクス株式会社 福島県郡山市本町一丁目四の一四 代表取締役 西村毅	令和 八・六・二四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 吉田貢	変更なし	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社NHK 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 三五の二二 代表取締役 獨活山英彦	令和 七・九・五	

四 届出年月日

令和八年十月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一 外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社伊徳  
秋田県大館市清水四丁目四の一五  
代表取締役 塚本徹

変 更 後

変更なし

変更  
年月日

第一リース株式会社  
東京都港区虎ノ門一丁目二の六  
代表取締役 向島亨

第一リース株式会社  
東京都港区虎ノ門二丁目二の三  
代表取締役 向島亨

令和  
八・二・四

三 届出年月日

令和八年十月五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町一七二の二 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                          | 変 更 後                                    | 変更年月日        |
|------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 株式会社ユニバー<br>ス<br>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br>代表取締役 三浦建彦 | 変更なし                                     |              |
| 第一リース株式会社<br>東京都港区虎ノ門一丁目二の六<br>代表取締役 向島亨       | 第一リース株式会社<br>東京都港区虎ノ門二丁目二の三<br>代表取締役 向島亨 | 令和<br>八・二・三四 |

三 届出年月日

令和八年十月五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマ100円プラザ弘前店

弘前市大字早稲田四丁目五の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|-------|-------|-------|
|       |       |       |

|                                               |                                             |             |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|
| TOHOピクス株式会社<br>福島県郡山市本町一丁目四の一四<br>代表取締役 馬場栄一郎 | TOHOピクス株式会社<br>福島県郡山市本町一丁目四の一四<br>代表取締役 西村毅 | 令和<br>八・六・四 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                         | 変 更 後                                     | 変更<br>年月日   |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------|
| 青山商事株式会社<br>広島県福山市王子町一丁目三の五<br>代表取締役 青山理      | 青山商事株式会社<br>広島県福山市王子町一丁目三の五<br>代表取締役 遠藤泰三 | 令和<br>七・六・六 |
| 株式会社青五<br>広島県福山市王子町二丁目一四の<br>三八<br>代表取締役 宮前俊光 | 変更なし                                      |             |

四 届出年月日

令和八年十月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和八年十月二十一日から令和九年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年二月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく板柳店

北津軽郡板柳町大字福野田字実田一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 廃 止 前       | 廃 止 後   |
|-------------|---------|
| 一、四五六平方メートル | 〇平方メートル |

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和六年五月一日

五 届出年月日

令和八年十月一日

|                                         |                  |
|-----------------------------------------|------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>青森県号        |                  |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二間屋町三丁目一番七<br>東奥印刷株式会社 |                  |
| 毎週月・水・金曜日発行                             | 定価小口一枚二付二十四円九十五銭 |